

# 障がい福祉サービス等に関する基準 ・ 指定後の届出等について

令和3年度

指定障がい福祉サービス事業者等集団指導資料

新潟市福祉部障がい福祉課

## I 障がい福祉サービス等に関する基準について

1	基準の概要	1
2	職員の資格要件	3
	(1)管理者の資格要件	
	(2)サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件	
	(3)相談支援専門員の要件	
	(4)重度訪問介護従業者の要件等	
	(5)行動援護従業者の要件等	
	(6)同行援護従業者の要件等	
	(7)放課後等デイサービス従業者の要件等	
	(8)児童発達支援従業者の要件等	

## II 指定後の届出等について

1	業務管理体制の整備に関する届出	9
	(1)届出が義務づけられている事業者の区分	
	(2)整備すべき業務管理体制及び届出内容	
	(3)届出先	
	(4)届出事由及び届出様式	
2	指定の変更申請	11
3	変更届	12
4	廃止届、休止届、再開届、辞退届	14
	(1)廃止・休止しようとする場合	
	(2)再開した場合	
	(3)指定の辞退をしようとする場合	
5	指定の更新申請	15
6	その他	16
	(1)事故報告及び感染症等の報告について	
	(2)感染症・食中毒対策について	
	(3)社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	
	(4)建物使用に係る建築基準法令等の遵守について	
	(5)障害福祉サービス等情報の報告について	
	(6)近隣住民等への配慮について	
	(7)令和3年度障害福祉サービス等報酬改定のうち、実施が義務付けられたもの (経過措置期間あり)	
◎	変更届出時に特に留意いただきたい事項	28
◎	関係法令等	29
◎	変更届出書の添付書類一覧(総合支援法、特定・障害児相談、児童福祉法)	30

# I 障がい福祉サービス等に関する基準について

## 1 基準の概要

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害者（児）施設・事業者に関連する基準として、事業所（施設）を運営するために満たすべき基準である「最低基準」「指定基準」、報酬を算定するための要件を定めた「報酬算定基準」があります。

このうち、「最低基準」「指定基準」については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次・第2次一括法）の施行に伴い、これまで国が省令で一律に定めていたものを、地方自治体が条例で定めるとされました。

（参考）指定基準と最低基準の関係

### 最低基準：適正な事業運営を確保（施設を必要とするもの）

- 施設規模                      ・規模（利用定員等）
- 建築構造基準                ・施設全体の建築構造設備
- 職員の資格要件              ・管理者の資格要件

- 基本方針
- 人員配置基準                ・サービス提供職員等の配置基準
- 直接支援に係る設備基準    ・サービス提供に必要な設備等
- サービス取扱、管理運営上の基準
  - ・個別支援計画の策定
  - ・管理者、サービス管理責任者の責務
  - ・勤務体制の確保等
  - ・健康管理
  - ・事故発生時の対応
  - ・非常災害対策（一部独自）
  - ・協力医療機関
  - ・緊急時等の対応
  - ・運営規程
  - ・衛生管理
  - ・苦情解決
  - ・記録の整備
  - ・身体拘束等の禁止

など

### ○自立支援給付の事務等の取扱基準

- ・サービス内容、手続きの説明及び同意
- ・サービス提供拒否の禁止
- ・支給申請に係る援助
- ・利用者負担額等の受領、管理
- ・契約支給量の報告
- ・受給資格の確認
- ・サービス提供の記録
- ・自立支援給付費の額の通知

など

### 指定基準：給付対象となるサービスの質を確保

<新潟市の独自基準（上乘せ基準）>

項 目	独自基準（上乘せ基準）の内容
非常災害対策	<p>居宅系以外のサービスにおいて策定が求められている非常災害対策について、国の基準では「<u>非常災害に関する具体的計画を立て（途中省略）非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知</u>」とされているところを、当市は「<u>想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て（途中省略）通用及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者及び従業者に周知</u>」また「医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めなければならない」としている。</p>
食事	<p>（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設、児童発達支援センター）</p> <p>国の基準に上乘せして「<u>地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材を使用し、及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事を提供するよう努めなければならない</u>」としている。</p>

## 2 職員の資格要件

### (1) 管理者の資格要件

療養介護	医師であること。
生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 施設入所支援	次のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格（※1）を有する者 ②社会福祉事業（※2）に2年以上従事した者 ③社会福祉施設長資格認定講習修了者
就労継続支援A型 就労継続支援B型	次のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格（※1）を有する者 ②社会福祉事業（※2）に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者 ④社会福祉施設長資格認定講習修了者

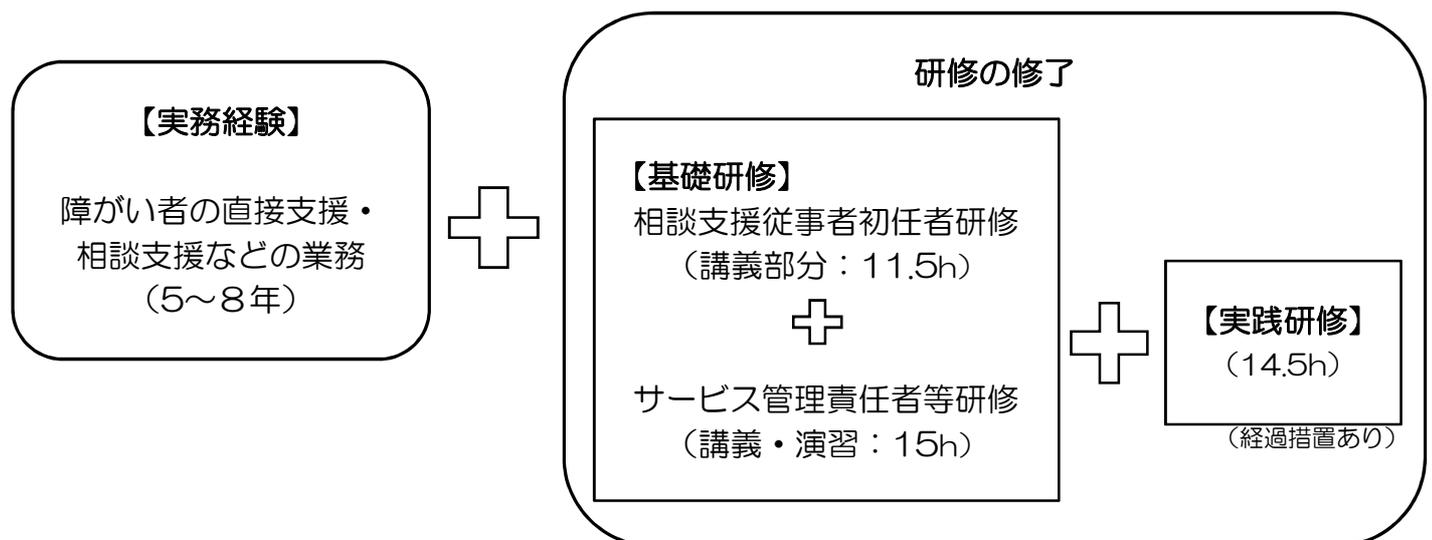
※1 社会福祉主事任用資格・・・社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者

※2 社会福祉事業・・・社会福祉法第2条に定める事業

### (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件

- ・指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）
- ・障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事するには、**実務経験の要件**と**研修の修了の要件**をいずれも満たすことが必要です。



(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置できる)

(配置後)

【更新研修】 (13h)

- ① 令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修を修了した日から3年を経過する日までの間は、【実務経験】＋【基礎研修】の要件を満たせば、サービス管理責任者として配置ができる。（【基礎研修】を修了した日から3年を経過するまでの間に【実践研修】を修了することが必要。）  
【実践研修】修了後、5年度ごとの各年度末までに「サービス管理責任者等更新研修」の受講が必要。

- ②旧サービス管理責任者研修修了者は、令和6年3月末までに「サービス管理責任者等更新研修」の受講が必要。

[各研修受講に係る実務経験の要件]

- 実践研修：受講開始日前5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること
- 更新研修：①受講開始日前5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験があること  
又は  
②現にサービス管理責任者等として従事していること

#### ◎ 研修の修了要件に関する取扱い

下欄に該当する場合はサービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなす。（実務経験は必要。）

・やむを得ない事由により欠けた場合は、当該事由が発生した日から起算して1年間は実務経験者であれば研修修了者とみなす。

※やむを得ない理由に該当するかは指定権者の判断による。事業所による判断ではないことに留意すること。

### (3) 相談支援専門員の要件

- 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年厚生労働省告示第227号)
- 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年厚生労働省告示第225号)
- 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成24年厚生労働省告示第226号)

- 相談支援専門員として従事するには、実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了の要件をいずれも満たすことが必要です。
- 指定相談支援事業所等に従事する相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とした5年目の年度末までの間に現任研修を1回以上修了することにより、次期5年間も引き続き従事することができます。

### (4) 重度訪問介護従業者の要件等

- 重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者の支援を行う者は、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修を修了していることが望ましい。

### (5) 行動援護従業者の要件等

#### <サービス提供責任者>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に3年（かつ540日）以上の従事経験を有する者。
- **ただし、令和6年3月31日までの間は、居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者にあつては、直接支援業務に5年以上従事した経験を有することで足りる。**

#### <従業者>

- 指定行動援護事業所のサービスを提供する者は、行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に1年（かつ180日）以上の従事経験を有する者。
- **ただし、令和6年3月31日までの間は、初任者研修課程修了者等であつて、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、当該基準に適合するものとみなす。**

## (6) 同行援護従業者の要件等

### <サービス提供責任者>

- ・介護福祉士・実務者研修・介護職員基礎研修・居宅介護従業者養成研修1級課程又は、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年（かつ540日）以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者。
- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。

### <従業者>

- ・同行援護従業者養成研修一般課程修了者（相当する研修課程修了者を含む）。
- ・国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者。
- ・居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障がい者児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年（かつ180日）以上従事した経験を有する者。
- ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障がい者児の福祉に関する事業（直接処遇に限る）に1年（かつ180日）以上従事した経験を有する者。（減算あり）
- ・地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員。（減算あり）

→ **令和6年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす**

(7) 放課後等デイサービス従業者の要件等  
 (主として重症心身障がい児を通わせる場合を除く)

<従業者>

従業者	児童発達支援管理責任者	1人以上 (*1人以上は常勤かつ専任)
	児童指導員、保育士 又は障がい福祉サービス経験者※	<p>単位ごとに提供時間帯を通じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1人以上は常勤</li> <li>●合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上</li> <li>ア) 障がい児の数が10人まで 2人以上</li> <li>イ) 10人を超えるもの 2人に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> <li>●人員配置基準上の半数以上が児童指導員又は保育士であること</li> </ul> <p>◎機能訓練担当職員をサービス提供時間帯を通じて専従で配置している場合は、児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。</p>
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く

※ 障がい福祉サービス経験者・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助で2年以上の経験者（高卒以上）

(8) 児童発達支援従業者の要件等  
 (主として重症心身障がい児を通わせる場合を除く)

<従業者>

	児童発達支援管理責任者	1人以上 (*1人以上は常勤かつ専任)
従業者	児童指導員、保育士 又は 障がい福祉サービス経験者※	単位ごとに提供時間帯を通じて ●1人以上は常勤 ●合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 ア) 障がい児の数が10人まで 2人以上 イ) 10人を超えるもの 2人に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ●人員配置基準上の半数以上が児童指導員又は保育士であること  ◎機能訓練担当職員をサービス提供時間帯を通じて専従で配置している場合は、児童指導員、保育士又は障がい福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に置く

※ 障がい福祉サービス経験者・・・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助で2年以上の経験者（高卒以上）

## II 指定後の届出等について

### 1 業務管理体制の整備に関する届出

平成 24 年 4 月から、不正事案の発生防止及び事業運営の適正化を図るため、全ての指定障がい福祉サービス事業者等に法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。

#### (1) 届出が義務づけられている事業者の区分

届出は次の区分ごとに、事業者（＝法人）単位で行います。（事業所・施設ごとではありません。）

障害者総合支援法	① 指定障福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者 ② 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
児童福祉法	③ 指定障害児通所支援事業者 ④ 指定障害児入所施設の設置者 ⑤ 指定障害児相談支援事業者

#### (2) 整備すべき業務管理体制及び届出内容

整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設の数に応じて定められています。

事業所数	整備すべき業務管理体制	届出内容
1～19	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の氏名、生年月日
20～99	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要
100 以上	法令遵守責任者の選任 法令遵守規程の整備 業務執行状況の監査の実施	法令遵守責任者の氏名、生年月日 法令遵守規程の概要 業務執行状況の監査の方法の概要

#### ※ 事業所等の数え方について

・事業所番号が同一であっても、指定を受けたサービス種別ごとに 1 事業所と数えます。障害者支援施設は、指定件数が 1 件なので「1」と数えます。

・事業所数は(1)の事業者区分ごとに合計します。（法人全体の合計ではありません。）

(例) A事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ①4

B事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護） ①4

C事業所（就労移行支援・就労継続支援B型） ①2

D事業所（生活介護・就労移行支援・就労継続支援B型） ①3

E事業所（共同生活援助） ①1

F施設（施設入所支援・生活介護・自立訓練） ①1

G相談支援事業所（特定・一般(地域移行・地域定着)・障害児） ②3⑤1

→ 区分①＝15事業所 ②＝3事業所 ⑤＝1事業所・・・いずれも20事業所未満

### (3) 届出先

事業所等の区分	届出先
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省
② 指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村 (新潟市)
③ 全ての事業所等が新潟市内に所在する事業者	新潟市
④ ①～③以外の事業者	都道府県

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

### (4) 届出事由及び届出様式

下記の事由が生じた場合は、(1)の事業者区分ごとに速やかに届出を行ってください。

例えば、障害福祉サービス事業所と相談支援事業所を運営する事業者の場合、2通提出することになります。

届出が必要となる事由	届出様式
○業務管理体制の整備に関して届け出る場合 ※ 事業者（＝法人等）が、初めて当該区分（(1)の事業者区分①～⑤）の事業者等の指定を受けた場合（＝当該区分の「業務管理体制に関する届出」を行っていない場合）	第1号様式（障害者総合支援法） 第2号様式（児童福祉法）
○事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先の変更が生じた場合 （例）A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合 届出先 A県知事 → 厚生労働省本省に変更 （注）変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要です。	第1号様式（障害者総合支援法） 第2号様式（児童福祉法）
○届出事項（事業者（＝法人）の名称・所在地や法令遵守責任者の氏名等）に変更があった場合 ※ <b>ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</b> ・ 事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合 ・ 法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	第3号様式（障害者総合支援法） 第4号様式（児童福祉法）

## 2 指定の変更申請

次の場合は、あらかじめ指定の変更申請を行う必要があります（事後の届出は不可）。原則として、定員増等を行おうとする日の、2か月前までに事業実施計画書の提出、1か月前までに指定変更申請書類を提出してください。

指定生活介護 指定就労継続支援A型 指定就労継続支援B型 指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス	・定員を増加しようとするとき
指定障害者支援施設	・施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき ・入所定員を増加しようとするとき

なお、上記以外の事業で定員増を行う場合は、2か月前までに事業実施計画書の提出、変更後10日以内に変更届を提出することになります。（「3変更届」参照）

（ただし、短期入所・就労定着支援・自立生活援助は、事業実施計画書不要）

【提出書類】（障害福祉サービスの場合）

- ・ 指定変更申請書（様式第2号（第7条関係））
- ・ 変更届出書（様式第3号（第8条関係））
- ・ 付表
- ・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- ・ 組織体系図（参考様式2）
- ・ 運営規程
- ・ 事業所の平面図（参考様式5） ※訓練・作業室の面積を確認
- ・ 利用予定者名簿
- ・ 介護給付費等の請求に関する事項（様式第5号）
- ・ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- ・ 算定する加算に係る別紙 ※指定の変更申請に伴い、変更がある場合
- ・ その他変更があった場合は該当する書類

### 3 変更届

指定を受けた後、事業所（施設）の名称や所在地など、所定の事項に変更があった場合は、**変更後 10 日以内**に「変更届出書（様式第3号）」及び添付書類を提出する必要があります。（変更事項及び添付書類については、「変更届出書の添付書類一覧」のとおりです。）

ただし、介護給付費の請求に関する事項（報酬・加算に関する体制）に変更がある場合の届出時期等については、下記によります。

※ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る届出は、算定する年度の前年度の2月末日（年度途中で算定する場合、算定開始月の前々月の末日）まで

#### ① 新たに加算等を算定しようとする（算定される単位数が増える）場合

- ・ 1日～15日の間に届出が受理された場合  
⇒ 翌月のサービス提供分から算定開始  
(例) 9月10日届出受理 ⇒ 10月から算定開始
- ・ 16日～末日の間に届出が受理された場合  
⇒ 翌々月のサービス提供分から算定開始  
(例) 9月17日届出受理 ⇒ 11月から算定開始
- ・ 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算  
⇒ 算定する年度の前年度の2月末日  
(年度途中で算定する場合、算定開始月の前々月の末日)までに届け出る。

#### ② 加算等を算定しないこととなった場合

事業所（施設）の体制について、加算等の算定要件を満たさず、加算等が算定できなくなった場合や加算等が算定されなくなることが明らかになった場合等は、速やかにその旨を届け出てください。

この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。

算定要件を満たさなくなった際の届出が遅れると、後日過誤調整により多額の返納が必要になる場合や**指定取消等の処分を受ける場合**があります。算定要件について満たされているかどうか、請求時には事業所において必ず確認するようにしてください。

#### 【例：人員配置体制加算】

4月1日時点では当該加算要件を満たすため届出をしていたが、6月の途中で人員配置が変わり要件を満たさなくなった。しかし、その時点で届出をしておらず、後日過誤調整により多額の返納が生じた。

- ③ 前年度の実績により算出することが要件とされている加算について  
従前に届出を行っている場合であっても、毎年4月に届出が必要です。  
(提出期限等の詳細については、毎年3月中旬頃に通知しています。)
- ④ グループホームの住居の追加の場合  
住居を追加する日の4か月前までに「事業実施計画書」を、2か月前までに変更届出書と添付書類を提出してください。

【提出書類】

- 変更届出書（様式第3号（第8条関係））
- 付表7、付表7その2、付表7その3
- 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
- 組織体系図（参考様式2）
- GHの位置図（広域地図及び住宅地図）  
→ 連携施設と既存のGH、追加となるGHの位置関係が分かる広域地図
- 平面図及び概況写真（参考様式5） ※追加する住居のみ
- 設備・備品等一覧表（参考様式6）  
→ 消防設備の設置届、検査証又は点検結果報告書の写し等、消防法で必要とされている設備の設置が確認できる書類を添付する。
- 運営規程
- 事業所・施設の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約の写し ※追加する住居のみ
- 共同生活援助にかかる体制
- 介護給付費等の請求に関する事項（様式第5号）
- 介護給付費等の算定にかかる体制等状況一覧表（別紙1）
- 算定する加算に係る別紙  
※ 夜間支援等体制加算（別紙12）など、住居（利用者＝加算対象者）の追加に伴い変更がある場合や、新たに加算の算定を開始する場合等
- 建築基準法に基づく検査済証の写し
- その他変更があった場合は該当する書類

## 4 廃止届、休止届、再開届、辞退届

### (1) 廃止・休止しようとする場合

事業を廃止、休止しようとする日の1月前までに、「再開・廃止・休止届出書（様式第4号）」及び「障害福祉サービス事業等廃止又は休止の届出」を提出する必要があります。

併せて、現に利用者がある場合には、その利用者の氏名、希望しているサービス、異動先のサービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として責任ある対応を図ったことが確認できる資料を提出してください。（別紙可）

※ 一部の事業の廃止、休止の場合は、サービスの種類を明記してください。

### (2) 再開した場合

事業を再開した日から 10 日以内に「再開・廃止・休止届出書（様式第4号）」を提出する必要があります。当該事業に係る人員配置が休止前と異なる場合には、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」等を添付してください。また、その他変更事項がある場合は、変更届を併せて提出してください。

### (3) 指定の辞退をしようとする場合（障害者支援施設）

指定を辞退する日の3月前までに「指定辞退届」を提出する必要があります。

併せて、現に利用者がある場合には、その利用者の氏名、希望しているサービス、異動先のサービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として責任ある対応を図ったことが確認できる資料を提出してください。（別紙可）

## 5 指定の更新申請

障害福祉サービス事業者等の指定については、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うものとされています。

指定の有効期間が満了となる事業所については、更新申請が必要となりますので、満了の日の2か月前まで指定更新申請書及び添付書類を提出してください。

### ○ 多機能型事業所等で更新時期が異なる場合

多機能型事業所又は居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を一体的に実施している事業所で、有効期間満了日が異なる場合は、有効期間満了となるサービスの更新申請と併せて、その他のサービスを廃止して新規指定申請することにより、更新時期を合わせることができます。

### ○ 事業を廃止する場合

指定の更新を行わず、事業を廃止する場合には、廃止しようとする日の1月前までに、廃止届を提出してください。

併せて、現に利用者がある場合には、その利用者の氏名、希望しているサービス、異動先のサービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、事業者として責任ある対応を図ったことが確認できる資料を提出してください。（別紙可）

### ○ 休止している事業の指定更新について

再開届を提出し、基準上必要な人員配置を行わない限り、指定更新はできません。

基準上必要な人員を配置しない場合は、廃止届を提出し、再度、当該事業を行う場合は、指定申請を行うこととなります。

### ○ 新潟市ホームページのご案内

障がい福祉に関する様式は以下に掲載しています。

新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>)

トップページ

>健康・医療・福祉

>障がい福祉

>障がい福祉に関する様式集

>事業者向け様式集

## 6 その他

### (1) 事故報告及び感染症等の報告について

利用者に対しては、日ごろから事故等が起こることのないよう、十分な事故防止対策や訓練等を継続的に行うことが最も重要ですが、万が一事故等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じていただくとともに、その内容等の報告を行ってください。

また、改善策の検討及び再発防止に向けた取り組みを併せてお願いします。

#### ①事故報告の流れ

- ・サービス提供により事故等が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族及び当該利用者の居住区の区役所健康福祉課障がい福祉係に報告してください。
- ・新潟市外の利用者の場合は、当該利用者の市町村および新潟市障がい福祉課に報告をしてください。

《様式》 入所児・者等の事故報告書

#### ②報告対象事故内容

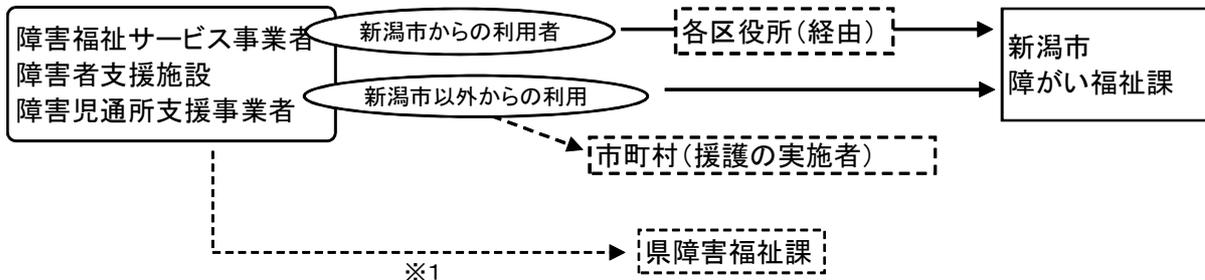
事故内容	備考
入所児・者等の負傷等 (誤飲・誤薬、治療に相当期間を要する負傷等)	「相当期間」とは「1週間以上の期間」とする。ただし、「初回通院時に縫合し、1週間後に抜糸のみ」といった場合は報告の対象としない。
病死以外の死亡 (職場実習中、外泊中の死亡を含む。)	特に児童福祉施設における死亡については、原因に関わらず、すべて報告する。
無断外出 (警察・消防等他の機関が関わったもの、数日にわたるもの等)	
感染症・食中毒	※ 18 ページ
その他管理運営上報告すべき事故・事件	

### ③事故報告フロー

#### 【障がい福祉関係施設・事業所の事故報告の流れ】

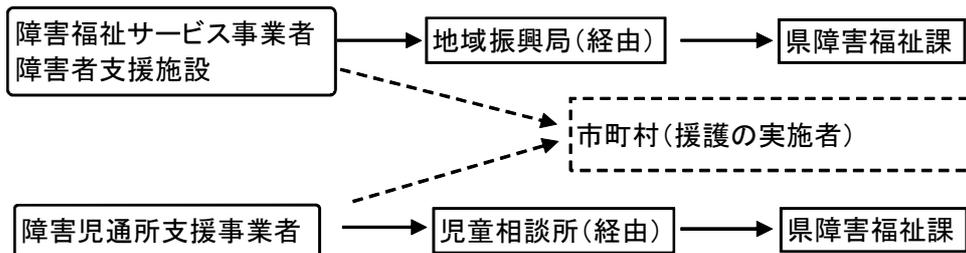
##### 1 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者の場合 指定権者と援護の実施者へそれぞれ報告する。

###### ①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



※1 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。

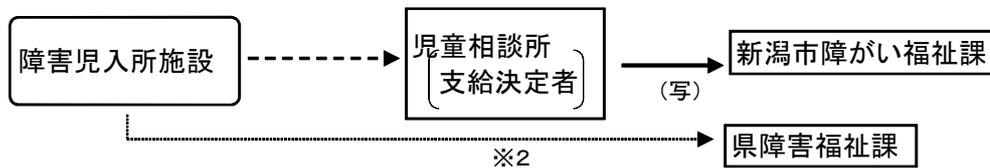
###### ②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)



##### 2 障害児入所施設の場合

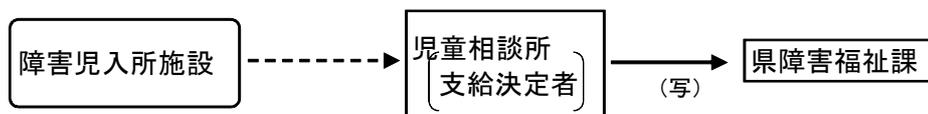
支給決定・措置決定権者(児童相談所)に報告し、児童相談所は指定権者に写しを送付する。

###### ①新潟市所在の事業所(指定権者…新潟市)



※2 県立施設は県障害福祉課へ別途報告する。

###### ②新潟市外所在の事業所(指定権者…県)



## (2) 感染症・食中毒対策について

施設における感染症および食中毒対策については、以下通知文書を確認するとともに、①～③の対応を行い、衛生管理の徹底を図るようお願いします。**新型コロナウイルスについては⑤の対応を行ってください。**

### ①市からの感染症情報の確認

市保健所が毎週更新していますので、可能な限り定期的に確認してください。  
新潟市トップページ>健康・医療・福祉>保健・健康>予防接種・感染症>感染症情報  
[http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou\\_kansen/400kansen/index.html](http://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kenko/yobou_kansen/400kansen/index.html)

### ②感染症又は食中毒(疑いを含む)発生時の市保健所への相談

感染症又は食中毒が疑われる状況が生じたときは、「報告基準」に該当する以前の段階でも、必ず新潟市保健所(市外の社会福祉施設等の場合は所在地を所管する保健所)および障がい福祉課に速やかに電話又はFAX(任意様式)により感染症又は食中毒が発生した旨の一報を入れてください。

#### 【報告基準】

- ア)同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ)同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ)ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

#### 【報告先】

新潟市保健所  
保健管理課  
感染症対策室  
☎ 025(212)8194  
・ 025(246)5672

### ③感染症等発生時に係る報告

②に記載の「報告基準」に該当する感染症等が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日厚労省保健局長ほか4局長連名通知)」に基づき、必ず新潟市保健所(市外の社会福祉施設等の場合は所在地を所管する保健所)および障がい福祉課に報告を行ってください。

### ④関係通知

社会福祉施設等における感染症・食中毒対策について(通知)	平成17年12月16日付福第1435号 新潟県福祉保健部長通知
社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	平成17年2月22日付厚生労働省健康局長ほか4局長連名通知
社会福祉施設等における食品の安全確保等について	平成20年3月7日付厚生労働省4課長連名通知
社会福祉施設等における衛生管理の徹底について	平成15年12月12日付社援基発第1212001号 厚生労働省4課長連名通知
大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日付衛食第85号別添 (平成25年10月22日付食安発1022第10号改正)
保護施設等における調理業務の委託について	昭和62年3月9日付社施第38号 厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知

※なおインフルエンザや感染性胃腸炎等が蔓延しやすい冬季においては、新潟市保健所より、別基

準に基づく報告依頼があります。時期がきましたら電子メールによりお知らせします。

**⑤ 事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合**

- 事業所で新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、速やかに障がい福祉課指定係（025-226-1241）へ連絡してください。
- 開庁時間外でも市役所代表（025-228-1000）へ電話し、事業所名・連絡先の電話番号・新型コロナウイルス関連の連絡である旨を伝えてください。障がい福祉課の担当より、折り返し連絡をします。

### (3) 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

平成28年7月に神奈川県内の障害者支援施設において非常に痛ましい事件が発生しました。

施設等におかれましては、管理・防犯体制の強化及び関係機関等との協力・連携体制の構築に努めていただいているところですが、厚生労働省通知（障発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」）における点検項目等をご確認の上、あらためて社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保に努めていただくようお願いいたします。

#### 【「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」 概要】

- 1 地域と一体となった開かれた施設等  
防犯に係る安全確保がなされた施設等 の両立  
⇒より積極的な地域との交流
- 2 施設、都道府県及び市町村、関係機関との連携体制の確保。不審者等に関する情報の共有
- 3 施設等における点検項目の確認
  - (1) 日常の対応（危機管理意識を持つこと）
    - ・避難経路や場所、緊急の連絡方法等の整備
    - ・職員研修、防犯訓練の実施
    - ・警察や関係機関との日常的な連携
    - ・設備面等について可能な範囲での対策
  - (2) 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(4) 建物使用に係る建築基準法令等の遵守について

法令等	概 要	備 考
<p>建築 基準法 令</p>	<p>児童福祉施設等(※)を新築し、又は、既存の建築物の用途を変更して児童福祉施設等とする場合には、建築基準法令に適合しているかどうかの確認を受ける必要があります。</p> <p>適合状況の確認は専門的な知識が必要となるので、事業者から建築士に依頼し、事業を行う建築物が児童福祉施設等（グループホームの場合は「寄宿舍」や「共同住宅」）として建築基準法に適合しているか調査の上、建築確認済証・検査済証に加え、報告書を作成し、指定申請書類、変更届出書類とあわせて提出してください。</p> <p>※児童福祉施設等 児童福祉施設だけでなく障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）も含まれる。</p>	<p>事業所を移転する場合は、移転日の1か月前までに事前相談を行ってください。変更届の提出は、従来どおり変更（移転）後10日以内に行ってください。</p>
<p>消防 法令</p>	<p>社会福祉施設等において、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることが義務付けられ、消防法令に適合しているか確認を受ける必要があります。</p> <p>（建築確認申請時も消防による同意が必要です）</p>	<p>施設の内容によって設置基準が異なりますので、管轄消防署市民安全課予防調査係へ御相談ください。（床面積によっては消防局予防課）</p>

<p>食品衛生法</p>	<p>食品衛生法の改正により、営業以外にも継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設(集団給食施設)についても、令和2年6月1日からHACCAP(ハサップ)の考えを取り入れた衛生管理を行うこと(具体的には、衛生管理計画の作成と必要に応じた手順書の作成等)と食品衛生責任者を選任するものとされています。(1年間は経過措置)。また、同施設は、令和3年6月1日から、施設の所在地を所管する保健所に営業の届出をする必要があります。</p> <p>※上記の取扱いは、1回20食程度未満の食事を提供する、特定少数を対象とする給食施設は対象外です。</p> <p>(令和2年8月7日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)</p>	<p>本件に関するお問合せは、新潟市保健所食の安全推進課へお願いします。</p>
<p>新潟県福祉のまちづくり条例</p>	<p>高齢者、障がい者等の自立と社会参加を促進するために、生活環境の整備を図る施策を推進し、もって、豊かな福祉社会の実現に寄与することを目的とし、公共的施設における多数の利用に供する出入口、廊下、階段等について、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できる構造及び設備についての整備基準を定めた条例です。</p> <p>社会福祉施設等については本条例を遵守する必要があります。</p>	<p>新潟県福祉のまちづくり条例に関する情報は、下記 URL から御確認ください。</p> <p>新潟県ホームページ&gt;高齢者・障害者・福祉&gt;事業者向け情報&gt;新潟県福祉のまちづくり情報</p> <p><a href="http://www.pref.niigata.lg.jp/shougaifukushi/fukumachi.html">http://www.pref.niigata.lg.jp/shougaifukushi/fukumachi.html</a></p> <p>また事前協議に関するお問い合わせは、新潟市建築行政課をお願いします。</p>

## (5) 障害福祉サービス等情報の報告について

平成30年4月から、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、全ての指定障がい福祉サービス事業者等に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することが義務づけられました。

### ①報告の対象となる障害福祉サービス等の種類（共生型サービスを含む）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、

放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※基準該当サービスを除く

### ②報告方法

「障害福祉サービス等情報公表システム」へログインし、「事業所詳細情報」の報告を行ってください。ログインIDと初期パスワードはWAM NET から各事業者あてにメールで通知されています。

新規指定の事業所については、新潟市が別途個別に連絡する日から報告が可能となります。

### ③参考

下記ホームページ（WAM NET ホームページ）において、情報公表システムに関するお知らせ、「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書」、各サービス毎の「指定障害福祉サービス等情報の記入要領」等が掲載されています。事業所詳細情報を報告（入力）する際は、よくご確認のうえ、誤りのないよう入力をお願いします。

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>

## (6) 近隣住民等への配慮について

近年、障害福祉サービス事業所等の新規開設又は移転に当たり、近隣住民等に対する事前の説明が不十分であったために、トラブルに発展するケースが相次いでいます。

今般の状況を受け、事業所の新規開設又は移転の際の近隣住民等への説明については、ご留意くださいますようお願いいたします。

### ①障がい福祉課への事前相談の徹底

新規開設の際は、申請前に障がい福祉課に事前相談を行うこととしておりますが、事業所の移転についても事前相談を行うこととします。移転における事前相談は移転日の1か月前までには行ってください。

なお、変更届出書の提出については従来どおり変更後10日以内に行ってください。

### ②近隣住民等への説明内容

障がい福祉サービス事業所等の新規開設又は移転の際は、具体的かつ丁寧に近隣住民等に対して説明を行ってください。具体的な説明内容は以下を参考としてください。

- ・サービス内容
- ・対象とする障がい者児の種別
- ・営業日及び営業時間
- ・改修工事が必要な場合は工事内容

なお、説明は法人の代表者や事業所の管理者など、責任のある立場の方が行うようにしてください。

また、説明はできる限り早い時期に行うことが望ましいですが、新規開設の場合は指定日、移転の場合は移転日の1週間前までには行ってください。

### ③障がい福祉課への報告

近隣住民等へ説明を行った後、別添の報告書により障がい福祉課へ報告を行ってください。なお、報告書は新規開設の場合であれば指定日までの間に、移転の場合であれば変更届出書に添付し提出してください。

(7) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定のうち、実施が義務づけられたもの  
(経過措置期間あり)

① 感染症対策の強化・業務継続に向けた取組の強化

**感染症や災害への対応力強化**

○ 感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策や業務継続に向けた取組、災害に当たっての地域と連携した取組を強化する。

**1 感染症対策の強化** (全サービス)

○ 全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

**2 業務継続に向けた取組の強化** (全サービス)

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

※ 3年の経過措置期間を設ける

**3 地域と連携した災害対応の強化** (施設系、通所系、居住系サービス)

○ 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策(計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等)が求められる障害福祉サービス等事業者(施設系、通所系、居住系)において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(出典：厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」)

※1、2については、令和6年3月31日までは努力義務です。

## ② 障害者虐待防止のさらなる推進

### 障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

#### [現 行]

- ① 従業者への研修実施（努力義務）
- ② 虐待の防止等のための責任者の設置（努力義務）

#### [見直し後]

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

#### 【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

（出典：厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」）

※令和4年3月31日で経過措置は終了。

すべての事業所が、虐待防止のための措置を講じ、運営規程に定める必要があります。

### ③ 身体拘束等の適正化の推進

#### 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。  
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。  
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

#### 運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

#### 減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

（出典：厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容」）

※令和4年3月31日で経過措置は終了。（減算の適用は令和5年4月1日から）

## 変更届出時に特に留意いただきたい事項

- 1 変更届出時には、添付書類一覧（総合支援法関係（P30）、特定相談・障害児相談（P31）、児童福祉法関係（P32））を参照し、変更事由に応じた添付書類を不足なく提出してください。
- 2 変更届出書の「変更内容」欄には、変更内容が分かるように具体的に記載をお願いします。
- 3 加算等を算定する場合は、変更届出書に加え、①介護給付費等の請求に関する事項（様式第5号）、②介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）、③算定する加算に係る別紙、④加算ごとの添付書類、の提出が必要です。  
※児童福祉法に基づくサービスについては、①障害児通所・入所給付費算定に係る体制届出書（様式第5号）、②障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）となります。
- 4 運営規程を改正する場合は、変更届出書の「変更内容」欄に、改正内容の概要を記載するとともに、改正部分をマーカーで色付けするなどして、改正内容が分かるようにしてください。
- 5 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を変更する場合は、実務経験及び研修要件を満たしているか必ず確認してください。  
実務経験の要件についてご不明な点があれば、変更する前に障がい福祉課へご相談ください。

**障害者総合支援法**

種類	最低基準	指定基準	解釈通知	報酬基準	留意事項通知
○障害福祉サービス ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 生活介護 ・ 自立訓練 ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型、B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助 ・ 療養介護 ・ 短期入所 ・ 共同生活援助	(通所系のみ適用) 【条例】新潟市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第82号)	【条例】新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第80号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号 注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号 注:平成30年3月31日厚生労働省告示第194号改正現在)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号 注:平成30年3月30日障発0330号第4号改正現在)
○障害者支援施設 ・ 施設入所支援	【条例】新潟市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第85号)	【条例】新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第81号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号 注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在)		
○一般相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号 注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号 注:平成30年3月22日厚生労働省告示第101号改正現在)	
○計画相談支援		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号 注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号 注:平成30年3月22日厚生労働省告示第102号改正現在)	

29

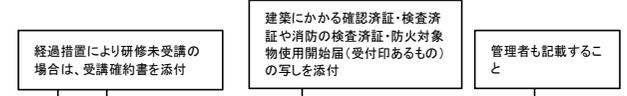
**児童福祉法**

種類	最低基準	指定基準	解釈通知	報酬基準	留意事項通知
○障害児通所支援 ・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	(福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターのみ) 【条例】新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第77号)	【条例】新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第78号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号 注:平成30年3月30日障発0330第5号改正現在)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日号厚生労働省告示第122号 注:平成30年3月22日厚生労働省告示第99号改正現在)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 注:平成30年3月30日障発0330号第5号改正現在)
○障害児入所支援 ・ 福祉型障害児入所支援 ・ 医療型障害児入所支援	【条例】新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第77号)	【条例】新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月21日条例第79号)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号 注:平成30年6月29日障発0629第6号改正現在)	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号 注:平成30年3月22日厚生労働省告示第100号改正現在)	
○障害児相談支援		児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0331第23号 注:平成30年3月30日障発0330第5号改正現在)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号 注:平成30年3月22日厚生労働省告示第103号改正現在)	

**指定変更申請書・変更届出書の添付書類一覧(総合支援法関係)**

(必要に応じ、この他の書類の提出をお願いします場合があります。)

- 指定変更申請書  
生活介護、就労継続支援B型、施設入所支援において、定員増を行おうとする場合は、あらかじめ指定の変更申請を行う必要があります。
- 変更後10日以内に届け出る必要があります(グループホームの住居追加、介護給付費等の請求に関する届出を除く。)
- 変更届出書の「変更の内容」欄には、**変更内容を具体的に記入してください。**
- **ここに記載のない事項にかかる変更は、変更を行う前に、まず障がい福祉課へ御相談ください。**



30

項目	鑑文			添付書類																													
	① 障害等変更届出書	② 指定変更届出書	③ 変更届出書	付表	定款・条例	登記簿謄本(現在事項全部証明)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体系図	管理者	サービス提供者責任者	サービス管理責任者	同行援護・行動援護従事者	資格証の写し	サービス管理責任者研修修了証書	相談支援従事者初任研修修了証書	実務経験(見込み)証明書	事業所・施設の位置図	平面図及び概要写真	設備・備品等一覧表	運営規程	主たる対象者を特定する理由等	苦情を解決するために講ずる措置の概要	法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	役員等名簿	協力医療機関との契約内容	不動産登記簿又は賃貸借契約の写し	施設等との連携体制及び支援の体制の概要	建築法に適合していることの確認	消防法に適合していることの確認	近隣住民等への説明に係る報告書			
						参考様式1	参考様式2	参考様式3						参考様式4		参考様式5	参考様式6		参考様式7	参考様式8	参考様式9	参考様式9別紙	参考様式10		参考様式11								
1 事業所(施設)の名称	△(短期入所)	●	●	●																●													
2 事業所の所在地(施設の設置の場所)	△(短期入所)	●	●	●														●	●	●						●			●	●	●		
3 申請者(設置者)の名称【法人名変更】	●	●	●	●		●														●													
4 主たる事務所の所在地【法人本部・市町村役所の移転】 ※電話番号・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること。	●	●	●	●		●																											
5 代表者の氏名及び住所 ※変更届に代表者の氏名にフリガナを記載すること。	●	●	●	●		●																	●	●									
6 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業指定に係る事業に関するものに限る。)				●	●																												
7 事業所の種別(併設型・空床型・単独型) 【短期入所事業所のみ】	△(短期入所)	●	●	●																	●												
10 事業所(施設)の建物の構造若しくは平面図又は設備の概要				●														●	●														
11 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所者の定員【短期入所事業所のみ】	△(短期入所)	●	●	●			●											●			●												
事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	●	●	●	●		●	●	●	●				▲										●	●									
12 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	●	●	●	●		●	●	●	●				▲(※2)																				
事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名及び住所	●	●	●	●		●	●	●	●				▲																				
運営規程				▲																	●												
13 生活介護、就労継続支援A型・B型、施設入所支援における定員増	●	●	●	●		●	●														●												
上記以外の従業者の職種・員数の変更の場合(※1)	●	●	●	●		●	●														●												
14 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容又は医療機関との協力的体制の概要				●																			●										
15 関係機関(障害者支援施設等)との連携体制及び支援の体制概要【共同生活援助のみ】				●																													
16 連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称【就労移行移行支援事業所のみ】				●																													
17 介護給付費等算定に係る体制に関する届出書			●																														
18 役員の氏名、生年月日又は住所			●																				●	●									
その他	同行援護・行動援護従事者の変更		●	●		●	●					●	●								●												
	苦情を解決するために講ずる措置の概要		●	●		●																											

※1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の居宅介護員等の変更については、年1回以上の届出(時期は任意)を行うこと。  
 ※2 必要とされる資格要件に応じ、研修修了証書の写しや実務経験証明書を添付すること。  
 ※3 確認済証・検査済証の写し、既存建築物に係る建築基準法の適合状況報告書  
 ※4 防火対象物使用開始届等(受付印・検査印等の押印のある書類の写し)

**指定変更申請書・変更届出書の添付書類一覧(児童福祉法関係)**

- 変更後10日以内に届け出る必要があります(障がい児通所・入所給付費の算定に係る届出を除く。)
- 変更届出書の「変更の内容」欄には、変更内容を具体的に記入してください。
- 必要に応じ、この他の書類の提出をお願いします。
- **ここに記載のない事項にかかる変更は、変更を行う前に、まず障がい福祉課へ御相談ください。**

経過措置により研修未受講の場合、受講確約書を添付

建築にかかる確認済証・検査済証や消防の検査済証・防火対象物使用開始届(受付印あるもの)の写しを添付

管理者も記載すること

【障がい児通所支援事業】 ①障害児通所支援事業等 開始・変更 届出書 ②指定変更申請書 ③変更届出書(別記様式第38号の8(第27条の4関係))	鑑文			添付書類																								
	① 障害児通所支援事業等 開始・変更 届出書	② 指定変更申請書	③ 変更届出書	付表	定款・条例	登記簿謄本(現在事項全部証明)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体系図	経歴書 管理者	児童発達支援管理責任者	資格証の写し	児童発達支援管理責任者研修修了証書	相談支援従事者研修修了証書	実務経験(見込み)証明書	事業所・施設設置図	平面図及び概要写真	設備・備品等一覧表	運営規程	主たる対象者を特定する理由等	苦情を解決するために講ずる措置の概要	法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	役員等名簿	協力医療機関との契約内容	不動産登記簿謄本又は賃貸借契約の写し	建築基準法に適合していることの確認	消防法に適合していることの確認	近隣住民等へ説明に係る報告書	
						参考様式1	参考様式2	参考様式3						参考様式4	参考様式5	参考様式6		参考様式7	参考様式8	参考様式9	参考様式10							
1 事業所(施設)の名称	●	●	●	●														●										
2 事業所の所在地(施設の設置の場所)	●	●	●	●											●	●	●	●						●	●	●	●	
3 申請者(設置者)の名称【法人名変更】	●	●	●			●												●										
4 主たる事務所の所在地【法人本部・市町村役所の移転】 ※電話番号・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること。	●	●	●			●																						
5 代表者の氏名及び住所 ※変更届に代表者の氏名にフリガナを記載すること。	●	●	●			●															●	●						
6 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該事業指定に係る事業に関するものに限る。)	●	●	●		●	●																						
8 事業所(施設)の平面図又は設備の概要			●												●	●												
9 事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	●	●	●	●		●	●	●													●	●						
10 事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●														
11 主たる対象者	●	●	●	●						●	●	●	●	●														
12 運営規程	●	●	●	▲																	●	●						
12 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設における定員増	●	●	●	●		●	●	●														●						
12 管理者・児発管以外の従業者の職種・員数の変更の場合	●	●	●	●		●	●	●																				
13 障害児通所・入所給付費の請求に関する事項			●																									
14 協力医療機関の名称若しくは診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容			●	●																			●					
15 役員(代表者)の氏名、生年月日又は住所			●																		●	●						
15 苦情を解決するために講ずる措置の概要			●	●																								

NPO法人等で代表者が登記簿謄本に記載されない場合は理事会議事録の写し等

資格要件がある場合に必要に応じ提出

記載事項に変更がある場合に提出

必要に応じて提出(社会福祉主事任用資格等)

主たる対象者を特定する場合

※1 必要とされる資格要件に応じ、研修修了証書の写しや実務経験証明書を添付すること。

※2 確認済証・検査済証の写し、既存建築物に係る建築基準法の適合状況報告書

※3 防火対象物使用開始届等(受付印・検査印等の押印のある書類の写し)

**指定変更申請書・変更届出書の添付書類一覧（指定特定相談支援（指定一般相談除く）・障害児相談支援）**

（必要に応じ、この他の書類の提出をお願いする場合があります。）

- 変更届出書の「変更の内容」欄には、**変更内容を具体的に記入してください。**
- **ここに記載のない事項にかかる変更は、変更を行う前に、まず障がい福祉課へ御相談ください。**

	指定特定相談支援		障害児相談支援		添付書類																							
	① 障害福祉サービス等変更届出書	③ 変更届出書	① 障害児通所支援事業等開始・変更届出書	② ③ 変更届出書	付表 (相談支援専門員等が業務の場合は別紙必要)	定款・条例	登記簿謄本 (現在事項全部証明)	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体系図	経歴書 管理者	相談支援専門員	資格証の写し	相談支援従事者初任研修修了証書	相談支援従事者研修修了証書	実務経験証明書	事業所・施設設置の位置図	平面図及び概要写真	設備・備品等一覧表	運営規程	主たる対象者を特定する理由等	苦情を解決するための措置の概要	誓約書	役員等名簿	不動産登記簿謄本又は賃貸借契約の写し	近隣住民等への説明に係る報告書			
	<b>【特定相談支援】</b> ①障害福祉サービス事業等変更届出書（別記様式第9号(第12条関係)） ②指定変更申請書（別記様式第2号（第7条関係）） ③変更届出書（別記様式第7号(第11条関係)）  <b>【障害児相談支援】</b> ①障害児通所支援事業等 開始・変更 届出書 ②③変更届出書（別記様式第38号の12（第27条の8関係））  ※指定一般相談の変更は、障害福祉サービスの変更に準ずる																											
1 事業所(施設)の名称	●	●	●	●																●								
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)	●	●	●	●													●	●	●	●					●	●		
3 申請者(設置者)の名称【法人名変更】	●	●	●	●			●													●								
4 主たる事務所の所在地【法人本部の移転】 ・電話番号・FAX番号が変わった場合は必ず電話・FAX番号も記載すること。	●	●	●	●			●																					
5 代表者の氏名及び住所 ・変更届に代表者の氏名にフリガナを記載すること。	●	●	●	●			●																●	●				
6 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業指定に係る事業に関するものに限る。)		●		●		●	●																					
7 事業所の平面図及び設備の概要		●		●													●	●										
8 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	●	●	●	●	●			●	●	●													●	●				
9 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴（※1）		●		●	●			●	●		●	●	●	●	●					●								
10 運営規程	(●) ※1	●	(●) ※1	●																●								
11 請求に関する事項		●		●	介護給付費等の請求に関する事項(様式第5号)、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1)、算定する加算に係る別紙																							
12 役員の氏名、生年月日又は住所		●		●																			●	●				

NPO法人等で代表者が登記簿謄本に記載されない場合は理事会議事録の写し等

必要に応じて提出(社会福祉主任任用資格)

主たる対象者を特定する場合に提出

※1 員数・事業区域等が変わる場合は提出